

# リース及びリース事業に関する規制・制度改革提言

2023年10月  
公益社団法人リース事業協会

- 当協会は、公正かつ自由な経済活動の機会確保及び促進並びにその活性化を図ることを目的として、リース及びリース事業等に関する規制・制度改革に関する提言を取りまとめて、政府に提出した。
- 今後、わが国経済の活性化を図る観点から、当協会提言の実現など規制・制度改革が一層促進されることを期待する。

## 1. 補助事業について（重点項目）

- ① リース・割賦販売が利用できない補助事業のリース適用等
- ② 補助事業の複数年度化
- ③ 補助事業の電子化
- ④ 補助事業対象設備の財産処分制限期間の撤廃又はリース期間とする等の緩和
- ⑤ 補助事業の改善

## 2. 国・地方公共団体のリース取引について（重点項目）

- ① 地方公共団体の入札手続きの電子化
- ② 参入障壁の撤廃又は緩和【新規】
- ③ 官公庁リースに係る手続きの合理化等
- ④ 国のリース取引の長期継続契約化

## 3. 環境関連

- ① EV用充電設備の設置規制の緩和等【新規】
- ② 産業廃棄物処分業者の優良認定制度の運用【新規】
- ③ 金属くず商の廃止【新規】

## 4. 行政手続きの電子化・合理化

- ① 古物営業法の届出書類の電子化
- ② 自賠責保険証の電子化【新規】
- ③ 自動車税（種別割）の還付通知の電子化
- ④ 自動車ナンバープレートの返納
- ⑤ 印鑑承認書の更新期間延長

## 1. 補助事業について（重点項目/継続）

### 【課題】

- 多くの補助事業は、設備の取得を念頭にした制度設計がされていることから、一部の企業で取得を選好する動きがあり、リース需要に負の影響を及ぼしている。
- リースが利用できる補助事業においても、財産処分制限期間（法定耐用年数が経過するまで補助事業で取得した設備を処分できない）により、リースのメリットを最大限活かすことができない、あるいは、補助金申請手続きに過重な事務負担が生じている等の課題がある。

### 【進捗状況】

- 補助事業の改善について、毎年度の規制・制度改革提言項目として取り上げるとともに、関係方面に理解をいただく活動を進め、補助事業の改善が進展している。

#### 【制度の改善が進んだ補助事業】

- 事業再構築補助金（予算規模 1.9 兆円）
  - リースと取得の補助率が同率に改善（改善後、設備投資額ベースで 481 億円のリース活用）
- 海外サプライチェーン多元化等支援事業（予算規模 117 億円）
  - リース非適用からリース適用に改善
- 補助事業の電子化と複数年度化について、これまで「補助事業の改善」に含めた提言としていたが、これらの改善を求める提案が複数寄せられたことを踏まえ、2023 年度提言では別項目として提言する。

### 【2023 年度提言】

#### ①リース・割賦販売が利用できない補助事業のリース適用等

- リースが利用できない補助事業（例：IT 補助金、消防防災施設整備費補助金）、リース・割賦販売の補助率等が劣後する補助事業（例：ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金）について、取得と劣後することなくリース・割賦販売を適用すること。

#### ②補助事業の複数年度化

- ほとんどの補助事業において、単年度で対象設備を導入することが求められるが、大型の設備等は単年度で設備導入が困難な場合がある。複数年度の導入が認められている一部の補助事業と同様に、債務負担行為として複数年度の補助事業を実施すること。

#### ③補助事業の電子化

- 補助事業の申請等において、Jgrants システム（国・地方自治体の電子申請システム）の活用を更に推進するとともに入力データの共用化等を推進すること。
- 申請者の基本情報（会社概要や登記事項証明書等）について、補助事業共通のデータベース等に保存することにより、他の補助事業で流用できるようにすること。

#### ④補助事業対象設備の財産処分制限期間の撤廃又はリース期間とする等の緩和

- 財産処分制限期間の撤廃又はリース期間とすること。

#### ⑤補助事業の改善

- 補助対象設備の拡大、地方自治体の補助事業との併用、申請手続きの簡素化・統一化・押印廃止、要件明確化、申請受付期間、関係書類の保存期間短縮等を検討すること。

## 2. 国・地方公共団体のリース取引について（重点項目/継続【一部新規】）

### 【課題】

- ・ 官公庁向けのリース取引は増加傾向にあるが、入札手続き等の電子化が進まない中で、リース会社に不合理な事務（例：入札関係書類の手交・持参、官公庁が指定した請求書様式かつ押印）が求められている実態があり、過重な負担が生じている。
- ・ 国との間で複数年度のリース契約を締結する場合は、国会の議決を得た国庫債務負担行為が必要となるが、この手続きがされない場合、リース会社は単年度のリース契約を締結せざるを得ず、契約非継続のリスクが生じている。
- ・ なお、地方公共団体は、当協会の規制・制度改革提言により、2004年に地方自治法が改正され、リース契約を長期継続契約として締結することができる。

### 【進捗状況】

- ・ 当協会の提言により、総務省から地方公共団体に対して、申請手続きの電子化に関する要請がされているものの、地方公共団体における入札手続きの電子化等が進展していない。
- ・ 国については、各省庁統一ポータルサイトが構築されているほか、請求書等への押印廃止の動きが進んでいる。
- ・ 財務省から関係省庁に対し、複数年度のリース契約を締結する場合は、国庫債務負担行為によることが要請され、各省庁において国庫債務負担行為によりリース契約を締結する事例が増えているものの、国庫債務負担行為の手続きが煩雑であること、柔軟な設備導入ができないことから、引き続き、単年度のリース契約が行われている実態がある。
- ・ 新たに参入障壁（契約保証、契約実績条件等）の撤廃等に関する提案が複数寄せられたことを踏まえ、これらを2023年度提言に盛り込む。

### 【2023年度提言】

#### ①地方公共団体の入札手続きの電子化

- ・ 競争入札参加資格申請の全国もしくは都道府県単位での電子化、申請書類及び添付書類の電子化を促進すること。

#### ②参入障壁の撤廃又は緩和【新規】

- ・ リース契約やPPA契約を入札する際の契約保証条件や契約実績条件（民間企業との契約実績は不可等）を撤廃又は緩和すること。また、入札参加資格の申請期間の制限を撤廃又は緩和すること。

#### ③官公庁リースに係る手続きの合理化等

- ・ 指定請求書の廃止、入札仕様書等の書類の統一化・明確化、指名競争入札の辞退届の省略又は電子化、入札参加資格の緩和、再リース契約の手続き簡素化、官公庁リースにおける不合理な手続きを改善すること。また、官公庁ごとに異なるリース契約書を統一化すること。

#### ④国のリース取引の長期継続契約化

- ・ 地方公共団体と同様に長期継続契約の締結を可能とすること。長期継続契約が認められるまでの間は国庫債務負担行為を取得すること。

### 3. 環境関連（3項目）

#### ①EV用充電設備の設置規制の緩和等【新規】

##### 【課題】

- 企業・官公庁において脱炭素の取組みが進められている中、電気自動車（EV）の需要増加が見込まれているが、充電インフラの整備が進んでいない。この背景の一つとして、充電設備の設置に関する規制があり、特に急速充電設備（200kw以上）は現状「変電設備」とされていることから設置に係る規制が厳しく、ビル等への設置が困難な状況にある。
- 「変電設備」とする規制は緩和される方向にあるものの、充電インフラを整備するためには更なる規制緩和が必要となる。
- 充電設備をマンションに設置する場合、区分所有者の過半数の賛成が必要となるなど設置するための障壁が高い。

##### 【進捗状況】

（2023年度新規提言）

##### 【2023年度提言】

- 充電設備の普及促進をするため、設置に係る規制の緩和を更に推進するとともに、充電設備の設置を後押しする補助制度を拡充すること。

#### ②産業廃棄物処分業者の優良認定制度の運用【新規】

##### 【課題】

- 産業廃棄物処分業者の優良認定制度（都道府県が認定）が実施されているが、排出事業者が当該業者に産業廃棄物の処分を委託した場合であっても、当該業者の実地確認（年1回）を求める地方公共団体がある。
- 当該業者の実地確認等の監督は、認定をした地方公共団体の責務である。また、実地確認義務がある限り、優良認定を受けた処分業者を活用するインセンティブがない。

##### 【進捗状況】

（2023年度新規提言）

##### 【2023年度提言】

- 優良認定を受けた産業廃棄物処分業者については、排出事業者の実地確認（年1回）を免除する等の措置を講じること。

### ③金属くず商の廃止【新規】

【課題】
<ul style="list-style-type: none"> <li>金属くずを売買する場合（例：金属素材として物件を売買する場合が該当）、道府県条例により、営業所ごとに「金属くず商」の許可の取得が必要となるが、第二次大戦後に制定された条例であり、時代に合わない等を理由として、31 都府県では「金属くず商」に係る条例を廃止している。</li> <li>リース会社が不要となった金属製設備等を買取りする際に、都道府県ごとに運用や許可の有無が異なり、日本全国で統一的な運用ができない。</li> </ul>
【進捗状況】
(2023 年度新規)
【2023 年度提言】
<ul style="list-style-type: none"> <li>金属くず商に係る規制を廃止すること。</li> </ul> <p>(補注)「廃止」又は「許可申請手続きの全国統一化」とする提案がされたが、前記のとおり、条例を定めていない都府県が多く、「全国統一化」を提言すると「新たな規制」を講ずる旨の提案と誤認されるため「廃止」のみを提言する。</p>

### 4. 行政手続きの電子化・合理化（5 項目）

項目	具体的内容
①古物営業法の届出書類の電子化	<ul style="list-style-type: none"> <li>2022 年度の当協会提言に対する警察庁の回答「検討に着手」を踏まえ、早急に電子化を進めること。</li> </ul>
②自賠償保険証の電子化【新規】	<ul style="list-style-type: none"> <li>自賠償保険証について電磁的記録による車両への備え付けを認めること。</li> </ul>
③自動車税（種別割）の還付通知の電子化	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車税（種別割）の納付は電子データに対応しているが、還付通知についても電子データとすること。</li> </ul>
④自動車ナンバープレートの返納	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車関係手続のオンライン化が進む中、一時抹消登録の場合はナンバープレート返納を免除する等の措置を講じること。</li> </ul>
⑤印鑑承認書の更新期間延長	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車の登録に際して、1 台ごとに所有者の印鑑登録証明書が必要となるが、大量の自動車を登録する場合、陸運支局の事前承認を受けることにより、1 台ごとに所有者の印鑑登録証明書を添付することが不要となる取扱い（印鑑承認書）がされている。</li> <li>印鑑承認書の更新期間は 3 か月ごととされており、この期間を 6 か月又は 1 年に延長すること。</li> </ul>

以上